

# 清初における包攬の展開

山本英史

- 一はじめに
- 二里甲制の解体と役園
- 三里甲制的徭役残存期における包攬の形成
- 四里甲制的徭役消滅後における包攬の展開
- 五おわりに

## 一はじめに

本稿は、十六、七世紀の里甲制解体期において中国各地に広範囲に出現した徵稅請負・代納の慣習である包攬<sup>(1)</sup>について、これが、その行為の過程で中間搾取を伴うため国家からは一貫して禁止されながらも、十八世紀以降、里甲制にとってかわり、事実上の錢糧徵收の機能を形成するに至った経過を明らかにすることを目的とする。

最近の研究動向においては明末清初における地主制の発展形態とされる、いわゆる「鄉紳支配」との関連で、この包攬をとらえる傾向がある。<sup>(3)</sup>なかでも西村元照氏は、清初における包攬の形態をいくつかの型に分類し、そのう

ちの「供子戸型」と称する形態に主として「郷紳支配」の具体像を求めている。<sup>(4)</sup>

筆者もまた包攬を研究対象として取り上げ、この行為の展開が「郷紳支配」の具体的形態の一侧面を示すものとして評価できるとの観点から、かつて二度の口頭発表を行ったことがある。<sup>(5)</sup> 筆者がそこで示した見解には、西村氏のそれと共通する点も少なくはないが、包攬に関する事実認識および評価について少なからず相違が存在することもまた事実である。<sup>(6)</sup> それゆえ、筆者は、筆者自身の観点に沿って清初における包攬について分析を行った。本稿はその第一段階を成す。

## 二 里甲制の解体と役困

### (一) 明末の役困

十六、七世紀に江南を中心に広く展開した地主層の両極分解は、一方では一層の土地集積を、他方では没落貧困化を促進した。<sup>(7)</sup> その影響は、里甲正役の名の下に明初以来地主層の郷村における支配力を基礎として機能していた税糧徵収機構にも及んでくる。本来ならば里甲正役に就くはずの大土地所有者は寄生化、城居化して、これらの徭役を回避するに至り、その皺寄せが土地を僅かしか持たない郷村の小民の過重負担になるという、社会的不均等とその結果としてのいわゆる「役困」とが生じていたのである。<sup>(8)</sup>

かかる状況下にあっては、小民が単独で里甲正役のすべての任務を遂行することはもはや不可能となり、一条鞭法施行後も依然として残存した、錢糧の催辦（徵收・納入）・解運（運送）を中心とする力役は、それぞれの役務

内容に応じて分化する傾向が各地において生じ始めた<sup>(9)</sup>。ただし、これらの役務の分化は、一見、各個人に課せられる労役負担の軽減を意味し、役務の遂行を可能にさせるもののようにあつたが、役困の根本的な解決策となるには至らなかつた。『江蘇省明清以来碑刻資料選集』(生活・読書・新知三聯書店、一九五九年)、五一六頁、無錫県均田碑、所収の万曆三十八年(一六一〇年)に応天巡撫徐民式が均役を要請した疏(次字は崇禎『松江府志』卷一二、役法二、役議、に拠つて補つた)に、

吳中之役、除一切里・排等小役艱辛万状者毋論、至如收櫃・收倉・解布・解絹・南北兩運、有終歲拮据、始得竣事者。有水宿風飧、跋涉道路、資空產罄、流落他鄉。甚而血杖淋漓、公庭疲曳、查盤逼迫、獄底□□三年五年、尚未得息肩者。

とあるように、分割された個々の役を担当することにすら困難があつたのである。

## (二) 清初の役困

清代に至り、分割された糧長の役のうち、「大役」は、順治一、三年(一六四五、六年)より順治十六年(一六五九年)に至る一連の官取官免法の施行<sup>(10)</sup>によって國家が肩代りした結果、一応の解決をみたが、残りの役と分割された里甲正役とは、小役として残存し<sup>(11)</sup>、特に分催などの催辦の役の役困は甚しいものであつた。

清初の上海県における徭役の状況を述べた、葉夢珠の『閱世編』卷六、徭役、に、

于是、民間徭役止有里催、將謂大役既去、小役無傷于民。孰知弊流已極、里催之累更甚于大役乎。

とあるように、里催（分催）の如き小役そのものが、明末の大役以上に小民に弊累をもたらすものとなっていたのである。『閲世編』は、続けてその具体的な困苦のさまを次のように記している。

一則編審之時、図書・保正上下其手也。田連阡陌者、或投津要而尽免、或憑土豪、或布金錢而役輕。勢不得不以中人小戸充之。始而及于百畝之家、既而数十畝、甚而数畝之家亦派分厘、必辦大戸田糧数百畝。放徵之日、図書婪索不遂、則良戸尽留以自津貼、而悉以頑戸之田、令其催辦。或小戸辦大戸之糧。或鄉愚辦衙蠹・市棍之糧。或庶民辦縉紳子弟之糧。無論不能取給應限、幾不能望見顏色、日伺候于勢豪之門。已違限于應比之際、銀既耗于衙門之用、則積欠額于正供之中。暗累既窮、鞭笞日受。不得已而貸當錢、借雷錢、掇米錢、借一還百、究竟不能清理、家業蕩然、性命殉之。排年之法敝、變而為五圃均充。而五圃之法窮、變而為釐頭分任。而釐頭之害愈酷。于是、一聞編審、挙國惶惶。惟里書・衙蠹渠為之利耳。

右に拠ると、催辦の役への充当の苦しみは、ただに役そのものの過重にあるのみならず、それを担当すべき実戸が要路や勢力者に対し、あるいは賄賂を贈り、あるいはこれに頼ることによって免役を謀る結果、その役を果しえない小民が代って充当させられることにあるのであり、このような不公平にその原因を持つ役困の問題は、依然として未解決のまま存続した。さらに、それらの役の不均等な科派操る者として、「図書」・「里書」・「衙蠹」等が挙げられている。このうち、図書・里書は、本来は里甲正役の一部をなす書算業務に属するものであったが、里甲正役が分化する過程で次第に徭役的性格を失い、報役化（役に応募して事実上職業化）した。<sup>(12)</sup>彼らは在地の冊籍や徵稅簿を管理・掌握することによって、大戸の免役に協力し、その結果は、『松郡婁県均役成書』行集、請乘編

審科疏、所収の戸科給事中柯聳「更定充役之法疏」（順治十八年〔一六六一年〕）に、

独蘇〔州〕・松〔江〕兩府、名曰僉報殷实。竟不稽查田畝、雖云十年定役、又復每年小審。前冊里甲輪至後冊。有田已壳尽、貧無立錐、而仍報重役者。遂有田連阡陌、坐享膏腴、而全不應差者。不特十年之中、偏枯殊甚。甚至年年小審、行賄求情、那移脫換、叢弊多端、田帰不役之家、役累無田之戶、以致貧民竭骨難支、逃徙隔屬、虧朝廷之正賦、荒成熟之腴田。

とあるように、遂には「田は不役の家に帰し、役は無田の戸を累する」とが、「朝廷の正賦を虧く」結果になるとの認識を政府の部内に懐かせるほどに至ったのである。

### 三 里甲制的徭役残存期における包攬の形成

#### (一) 江蘇の場合

里甲制が破綻を来たし、これによつて分化した里甲の徭役にも役困が生ずる頃、これらの徭役を当事者以外の第三者が代りに請負つて手数料を取り、さらには錢糧の中間竊取をするという包攬行為が頻繁に現われてくる。

もつとも、徵稅の役務に携わる者が、その職務を利用して納稅者に代つて納稅を請負い、それを通じて中間竊取を行い、利益をあげる、という意味での個々の包攬は、明末清初を待たずとも、いわば中國における徵稅の歴史とともに古く存在したと言えよう。「攬納」という語彙は北宋時代から既に見られ、<sup>(13)</sup> 明初には糧長の包攬による侵蝕行為が比較的多く見られる。<sup>(14)</sup> しかしながら、これらの包攬に共通な特徴は、包攬者自身が國家からの役務として徵

稅行為を公認された立場にあり、その侵蝕行為は自己の徵稅に関する職權を濫用することによって行われるのであって、『職權濫用』の点においては官吏の侵蝕行為と基本的に異なるものではないという事実である。これに対して、明末以後の包攬は、國家によつて公認されていない第三者が徵稅機構に介入することを通してこれに『寄生する』ことに特徴があり、それが里甲制の解体、地主制の發展と密接に係わる点で、前者の侵蝕行為とは歴史的性格を著しく異なるものと考えられる。筆者がとりわけ明末以後の包攬を問題とするのは、このゆえである。

明末には、収糧やその解運の、いわゆる大役についての代行が多く見られるが、清代に至つて、官收官免法の施行後は、小役、なかでも錢糧の催辦を担当する役について代行する例が主となる。

康熙初め（十七世紀後半）の松江府婁縣の社會狀況について、『松郡婁原均役成書』信集、致慕〔天顏〕藩憲縉紳公書、には、

自順治季年以来、役法大壞。編審已無定期、輕重不因田起。大戶賄脫、細戶承充。畠書操出入之權、今年造冊、明年補役。縣官收貰緣之利。有里催、即有區差・畠差、即有糧書・櫃書、各立陋規、恣意蠶食。

とあり、これは康熙十年（一六七一年）七月二十四日、高懿慈等松江府の士・民による申告の一節であるが、これに拠ると、婁縣においても順治末年以来、役法の制度が崩れ、編審には既に定まつた期日がなく、役の輕重も田土の保有額を基準にするものではなく、大戶は賄賂を使って役の科派を免れるため、細戶がそれに承充した。畠書は「官衙に自由に」出入しうる権限を利用して編審を左右し、地方官も買収によって利を得ていた。里催という役があれば、これに伴つて、区差・畠差、糧書・櫃書といった差役、胥吏<sup>[16]</sup>が、里催の役に當てられた小戸に對して賄賂

を要求し、蚕食を恣にした、と言う。

同書、信集、懇禁変更詞、には、

松郡向因賦重、民生凋敝、而第一害民莫甚於編審里役、設戻取銀、版荒陪累。此三者不特病民、实病民病國。  
所以者何。蓋審役必由畠書開報。非大奸大蠹、則不充畠書。其富而田多者、或詭寄紳・衿・衙役、名曰立冊、  
以免矣。或厚賄畠書、花分・隱漏、以免矣。於是、愚弱小民不及數畝命田、大則砌報年首、任一畠幾千畝之  
糧、小則砌報厘首、辨繫百畝之課。愚民力不能充、非輦金權寵衙蠹、買官批免、則必尽其田、竭其資。餽與報  
役之畠蠹包充代辦、而畠蠹恣將業戶錢糧尽侵入腹。

とあり、これは瞿永禧等松江府の士・民が奉つた申告の一節である。すなわち、松江府ではかつて重賦、「および重役」のために民の生活が衰えたとして、その最大のものの一つに「年首」・「厘首」等の催辦の役に編審されること  
が挙げられており、富裕で田多き者は紳・衿や衙役に詭寄したり、畠書に贈賄して花分や隱漏を行つたりして、充  
役を免れるため、土地を僅かしか持たず、担当能力のない小民が「年首」等の役に当てられて充役することを免れ  
えず、賠累のために自らの資産を使い果してしまう。そこで、報役の「畠蠹」に贈賄して包充代辦（包攬して代り  
に役を辦する）させるに至るが、彼ら包攬者は納稅戸の錢糧を尽く侵蝕して自分のものにする、と言う。

同書、行集、均田良法呈憲士民条議、には、

未均役之前、積年畠蠹名曰公正。把握畜權、捲挽畠書、一臨審役、逐戸需索、獻賂者代為花分、無饋者混行暗  
砌、慣以報役・包役為生涯。每望新役出頭、恐嚇多端、挽腹說合、包攬代充。年首嚇騙銀一百二十両、束首嚇

騙銀二十、三十両。既包之後、將伊名下應辦漕「米」・白「糧」、恣意收侵。串通管比胥役、暫為賄撋、及追比、嚴切難以掩塞、即粘單逃避、貽害正身。

とある。これは康熙十年（一六七一年）七月一日、姚章等松江府四県の士・民が積弊四款を述べたうちの一款中の記事である。それに拠ると、積年の「畠蠹」はその役名を「公正」とい、畠務の権限を掌握して、畠書を配下に従え、<sup>(18)</sup>審役に当つては、戸ごとに需索を行い、賄賂を贈る者に対しては代つて花分を行つてやり、反対に、賄賂なき者に對してはむやみに役にひき当てた。彼らは報役ないしは包役をもつて生活手段とし、新任の年首・束首が<sup>(19)</sup>出頭した時には事あるごとに恐嚇したり誘惑したりしてその役を包攬し、代充する。その際、年首に對しては銀百二十両、束首に對しては二、三十両の手数料をおどしとる。また、包攬した後は、彼ら年首・束首の名のもとに催辦すべき漕米・白糧を恣に侵蝕する。さらに、彼ら畠蠹は比較（納稅事實についての帳簿との照合）を管理する胥役を通じて差當つてこれに賄賂し、それでも取りたてが厳しく、掩い隠し難くなれば、「徵稅台帳に」單を貼りつけて逃避し、その結果、書は本来役に当てられている小民にのこる、と言う。

以上の『松郡婁県均役成書』の記事から、およそ次の事実が窺い知られよう。すなわち、婁県においても他の地域同様、大戸は差役・胥吏に賄賂を使い、詭寄・花分等の不正行為によつて免役を謀り、そのため、細戸・小民がその役を承充するに至るという、いわゆる役困の状況が錢糧催辦の役について見られた。その役困の誘因をなす者として畠蠹である公正と畠書とがいた。彼らは地方において官衙に自由に出入しうるなどの権限を利用し、花分や隠漏を任意に行うことができる立場にあり、従つて編審を左右することができたのである。さらに、県衙の胥吏と

も密接な関係を持つていた。また、「大奸大蠹」でなければ畠書に充當しないと言われており、「報役・包役を以て生涯と為す」とあることによつても、これら畠蠹は、前述の図書・里書と同じく既に徭役的性格を喪失し、請負化、また、事實上職業化したものであつたと思われる。他方、錢糧催辦の役を科派された小民は、責任催辦額の立替えや胥吏・衙役たちの陋規に苦しんだのであり、それは資産を使い果すほどであった。<sup>(20)</sup>このことがまた、畠蠹たちに彼ら小民に代つて包攬代充するための口実を与えることになつた。ただ、その代充の手数料は非常に巨額に上り、また、包攬による不正行為が発覚すると、その責任は包攬させた小民に及ぶ点など、包攬させることは必ずしも小民にとって有利なものになるとは限らなかつた。しかしながら、それでもなおかつ包攬が成立する背景には、小民が役に当れば「必ず其の田を尽し、其の資を竭す」必然性が存在したのであり、従つて、彼ら小民にとっては包攬に委ねざるをえなかつたのである。こうした状況に乗じて、畠蠹たちは胥吏・衙役との結託の下に包攬を行い、錢糧の侵蝕を恣にしたのであつた。

## (二) 浙江の場合

浙江においても、明末以降、江蘇におけるそれと類似の性格を持つた包攬が出現する。

崇禎『嘉興県志』卷一〇、食貨志、賦役、所収の天啓元年（一六二一年）嘉興府嘉興縣為釐正賦役以甦民困事、均田十議、に、

一、議倉夫兼免軍收糧。……甚至南・北兩運皆其包攬。每年探知殷实畏事。糧長苦而人代為求請得僉。運頭

## 即倩人、説合包攬。

とあり、ここには嘉興県における解運業務に苦しむ糧長の姿が記されている。すなわち、解運のうち、南運・北運はすべて包攬になつており、糧長が役困に苦しむため他人が代役したのである。この際、糧長は包攬させることにより実役から解放されることを願つてゐるのであり、ここでも大役の役困が包攬の誘因となつてゐる。

清初になると、前述のように大役がほぼ革除され、充役の苦は小役において顯著となる。

乾隆『海鹽縣統圖經』卷二、食貨篇、役法、所収の康熙十年（一六七一年）、巡撫范〔承謨〕公檄行各縣尽革糧長・見年名色百年積患為之尽蠲、のなかに、

万曆初漕米不必尽上倉。旗丁兌米糧長家。糧長多取甲戸以自助、收其加三之耗、平斛於旗丁。故糧長於漕兌可不破一錢。嗣後私貼日增、極於崇禎之季。然糧長之苦、在於点差、不在於漕兌。歟家多包攬糧〔長〕・現〔年〕兩役以起家。所謂歟家者、其初名曰替卯酉、極貧無聊之人、代糧長赴比於縣。當時刑比為極輕。代比者每季不過一金。其後比責重而替卯酉之工食亦漸增至米一二二十石。米價既貴、市猾多頂買其役。變其名曰歟家。一団零星散戸自鄉入城、齎銀完課於縣、皆主其家故云。繼此工食益多、糧長工食出米六十石、見年工食出米四十石。更有勒增益數十金者。米貴之年、歟家坐享三四百金之利。各買良田宅、別雇一人以應比、稍出私雇之銀、不過三十之一。漕兌之時、陰嗾旗丁、多索糧長、私貼而坐分其利。歟家更為倉蠹矣。其富者買充里書、飛灑所買田之糧銀於他戸。歟家又為糧蠹矣。是以革除之令屢下、盤踞愈堅、糧長之費弥甚。當時糧長之点差、重者雖至千金、不過一人、輕者不過數十金。見年且無費。自歟家用、而糧長費必三百金、見年費亦近百金。合一縣而兩役

之費歲踰六万金。民安得不貧。

という記事があり、ここでは「歇家」が「糧長」および「見年(現年)」の両役を包攬代充するのに主要な役割を果していることがわかる。<sup>(22)</sup> 「歇家」とは、右に抛れば、その初めは「替卯酉」とい、極貧無聊の者が糧長に代つて比較の役に応じていたが、後、「市猾」(市中の狡猾なる者)が多くその役に買充して「歇家」と呼ばれ、鄉村の零細小民の納税は皆その包攬の下にあつたとある。また、歇家は包攬の手数料によつて得た巨額の利益を元手に良田宅を買い、別に他の者を僅かな費用で雇い、これをして応比させた。また、旗丁と結託して糧長から多索し、さらに、自らが里書に買充することによつて、自己<sup>(23)</sup>が買得した田土に課せられる糧銀を他戸に飛灑したと言う。これに拠れば、歇家は、自身は糧長等の役が課せられることを回避して自己の土地所有を安定させ、その一方で、役困の糧長・里長を多数生じさせたのである。歇家を用いるようになつて以来、糧長がこれに包攬させるのにかかる費用は必ず三百金、見年ですら百金に近く、一県を合計すれば一年に六万金を越え、民は貧窮にならないわけにはいかない、と述べられている事実よりすれば、糧長・里長は包攬されることによつて、費用の上で却つて負担が大になつたことを示していよう。歇家であり、かつ、土地所有者であり、さらに里書にも買充した包攬者は、これらの諸状況を巧みに利用することによつて、包攬による侵蝕を行つたのである。

### (三) 安徽の場合

安徽については次の如き記事がある。康熙六十年刊『安慶府志』卷五、田賦、に、

清初における包攬の展開 山本

巡撫部院徐「國相」為革除里・排以甦民困事。照、州縣徵輸錢糧設立里長・排年催比。雖屬向來因循陋例、然花戶淳頑不一。若止責成里長・排年催交應比、則奸豪痛癢無閑、恃頑抗納。而里・排代受撲責、交籌墊賠、深為苦累。且經承・差役得以乘機索詐、科派雜費。如刊刻由單、置造紅簿・赤曆・奏銷冊籍、修理城垣察院等項、無一不取給於里・排。更有令見年里・排站櫃、包收火耗、領解錢糧、添賠解費、種種積弊難以罄數。膺斯役者鮮不破產傾家、甚至逃亡遠避。故小民視里役為畏途、而衿蠹・勢豪復為包攬充當。如包當一次、議貼銀壹貳百兩不等。及此輩代當里役、則包納錢糧、多勒火耗。甚有侵蝕正銀、仍累本戶重完。是有此包當之人、又增小民一分之累。

とあり、安徽では、錢糧催辦の役を康熙二十三年（一六八一年）に革除する以前には、「里長」・「排年」にその任務が課せられていた。だが、「奸豪」が頑強を持んで抗納するので、里長・排年は代りに撲責を受け、そのため変壳（土地を換金すること）や墊賠（立替え）を行い、困苦に堪えることができなかつた。さらに、經承や差役は機に乗じて里長・排年より種々の需索を行い、そのため役に充当する者の多くは破産してしまう。こうした状況に照応して、小民は里役に当たれることを畏れ、「衿蠹」すなわち生員や、「勢豪」が手数料一、二百両を取つて包攬充當することになる。彼らは錢糧を包納する際、納稅戸から火耗を多徴し、なお甚しい場合には正銀さえも侵蝕するため、納稅戸は二重に税を支払わねばならなくなる、と言う。

この記事から、およそ次の事が言えよう。まず第一に、ここでも小民が「里長」・「排年」等の錢糧催辦、その他の役に充当されることによつて、「奸豪」の抗納に原因する賠累に苦しむという役困が生じ、そのことによつて、

右のような役の存在自体が包攬代充を誘発している。第二に、包攬代充する者は生員や「勢豪」であり、彼らは利殖の手段として、包攬を行實際に銀一、二百両もの多額の手数料を取つており、小民はそれを支払うことによつて力役を免れている。第三に、包攬者が一旦、里役に代充すれば、火耗を多徴するだけでなく、納入すべき正銀をも中飽しており、この包攬が充役戸の負担を肩替りするかに見えて、実はその害が直接に却つて充役戸、さらには納税戸に及んでいたことがわかる。

まさに、右のような歴史的社會的条件下に包攬行為は新たな歴史的意義をもつて実現していたのである。そしてまた、それは、清初には以上に挙げた江南地域にのみならず、他の地域にまで見られるものとなつていた。<sup>(24)</sup>

里甲制の弛緩、役困の慢性化は、徵稅機構そのものの弱体化をもたらしたため、國家にとって、里甲制の再編・

強化は、錢糧収取の確保のための当面の重要な政策課題であった。明末以降の一連の里甲正役の朋充化、分役化の措置は、弛緩した里甲制を建て直し、里甲正役を確保することを通じて錢糧徵收を確實に遂行せしむることを目的としたものであった。しかしながら、現實には、この催辦の役に積極的に任じようと謀った者は、非合法的な代充者である包攬＝侵蝕の徒そのものであった。彼らは里甲制に寄生しつつ、その脆弱さを利用して包攬を行い、多大の利益をそこより抽出したのであり、まさに里甲制そのものを食い潰していく存在であった。かくして、里甲制による徵稅はもはや形骸化し、地主制の「發展」の所産たる「大戸」を捕捉しえずして、小民に徵稅任務を役として課し、それを遂行させること自体、現實には意味を持たない、実行不可能なものとなつていたのである。この状況は、

里甲制による催辦の役の廃止を必然的に志向する趨勢にあつたと言えよう。

#### 四 里甲制的徭役消滅後における包攬の展開

##### (一) 畿役としての催辦役の廃止と自封投櫃の提唱

催辦の役を廃止することに先鞭をつけたのは、康熙五年（一六六六年）の松江府婁縣知縣李復興による改革、すなわち均田均役法であつた。<sup>(25)</sup>

李復興はこの改革の過程で、錢糧は年首等の役による徵収に基づかず、各納稅戸が自ら輸納することとし、その具体的な徵輪の方法として、自封投櫃を行うこと、すなわち、納稅戸が自己の錢糧を縣衙、または、ときに鎮市に設置される櫃に自ら直接投納することを提倡した。<sup>(26)</sup>

李復興によるこの改革は、その後、松江府各县に普及し、遂に康熙十三年（一六七四年）、江蘇布政使慕天顏の上疏により定例化されるに至る。<sup>(27)</sup> この結果、徵稅の手続きが簡略化され、稅銀を直接に納稅戸から縣衙が收取することになつたため、國家にとって年首等の催辦の役の必要性もまた消滅したのである。そのことに関連して、葉夢珠は、『閱世編』卷六、徭役、に、

時照田就近均搭糧、既各自輸納、不須他人催辦、則分催・排年諸役可廢也。

と述べており、清初に残存していた分催・排年等の催辦の役は、ここにおいて、「ことゞ」とくこれを廃止することが可能であると主張されるまでに至つたのである。<sup>(30)</sup>

この李復興の改革に基づき、松江府知府張羽明が均田均役法の実施を府下の各県に通飭すると、上海県では一切の分催・排年をことごとく廃止し<sup>(31)</sup>、青浦県でも一切の経催・排年の名目を革除した<sup>(32)</sup>。このように、松江府各地において、本来の里甲正役から分化していた錢糧催辦の役は、李復興の改革以来、総甲・塘長等とともに廃止される傾向にあつた<sup>(33)</sup>。

他方、浙江では、順治十六年（一六五九年）、巡按浙江監察御史牟雲竜により、見年の廃止が提唱されたが<sup>(34)</sup>、必ずしも徹底せず、催辦の役の実質的な廃止が企てられたのは康熙十年（一六七一年）前後であった。康熙『嘉興県志』卷四、政事、編審、に、

康熙九年三届編審。巡撫范公承謨体恤民隱、規画利弊、通行各屬邑、更定三千畝為一団。嘉興得減団七十、各里各甲各自運納。槩將糧長・見年名色尽行革除。

とあり、巡撫范承謨は康熙九年（一六七〇年）に三千畝<sup>(35)</sup>の一団の均田均役法を通飭し、糧長・見年の役を尽く革除了<sup>(36)</sup>といふ。さらに、康熙十年（一六七一年）には、總督劉兆麒が「落甲催徵之法」と称する徵稅法を設け、同時に糧長・見年の名目を革除了<sup>(36)</sup>。これ以後、浙江全域に、徭役としての糧長・見年の廃止が実施されたのである。

安徽においては、既に述べた如く、康熙二十年（一六八一年）、巡撫徐國相が里長・排年の役を廃止し、錢糧の徵収は納税戸の自封投櫃によるものとした。

かくして、江南各地では康熙の初めに大半の催辦の役は整理され<sup>(37)</sup>、この傾向は雍正年間（十八世紀初頭）には、山東・湖南・江西といった地方に及んだのであつた<sup>(38)</sup>。その結果、國家は、錢糧徵収には自封投櫃を建前とすること

によつて、徵稅事務を徭役として民戸に課すことを放棄するに至つた。

## (二) 「自封投櫃」提唱の意図

しかば、催辦の役が廃止された後、自封投櫃は、その後の徵稅機構にとってどのような意味を持つものと考えられてゐたであらうか。

清朝が自封投櫃を行うことを定例化したのは順治元年（一六四四年）より始まるが、それが整備されたのは康熙から雍正にかけてであった。<sup>(39)</sup> その過程で、催科の方法として、分限の法、輪催の法、印票の法、親輸の法の四方法が制定された。<sup>(40)</sup> 分限の法では納稅時期およびその期限が定められ、輪催の法では済單を各納稅戸に配布して催徵を行ひ、また印票の法では納稅の領収に三聯串票を用い、さらに親輸の法においては中飽を防ぐために自封投櫃を行ふことを決めた。催科のためのこの四方法は、里甲制の催辦の役による方法に取つて代る、錢糧徵收の方法の“最良”なるものとされた。

『清実錄』雍正二年（一七二四年）閏四月丁丑の上諭に、

又聞、民間輸納錢糧、自封投櫃、亦屬便民之法。

とあり、雍正帝には自封投櫃が“便民の法”であるとの認識があり、また、雍正『硃批諭旨』第二函第六冊、所収の、裴徐度の雍正二年（一七二四年）六月二十九日の奏摺に対する批にも、

花戸自行赴官投納、不得干累輪催之人、務須斟酌尽善、永除民累、毋負朕惠愛元元之意。

とあって、ここでも自封投櫃は「輪催之人を干累するを得」ることなく、「民累を除く」ものであり、その実施は、雍正帝が人民を「惠愛」するやうであるとされている。

ところで、このように、自封投櫃は、里甲制の催辦の役に代る錢糧徵收の方法として設けられたものであつたが、そこには、当然これによつて同時に、従来この催辦の役に寄生していた包攬と、それによる錢糧侵蝕の行為をも防ぎうるとの考え方が存在した。

潘杓燦の『未信編』二集（康熙二十七年〔一六八八年〕序刊）卷三、告示部上、申飭自封投櫃、には、

為申飭自封投櫃、以杜侵混事。照得、一應錢糧例令納戶自封投櫃、不許更胥執等称取。此雖為禁止重勤火耗之法、然自封自投、則里甲姓名必無差錯。即短等・換色・侵蝕・那延弊由包攬者、亦因可以尽除。

とあり、ここでは、納稅戸が「自封自投」することによつて、秤の操作による胥吏の中飽、また包攬に伴う種々の弊害を尽く除きうるものとしている。

また、康熙『嘉興府志』卷一五、藝文下、所収の袁国梓「均田均役議」には、

一、革糧〔長〕・見〔年〕。……今併田併戸、則正項錢糧、花戸各自輸納。凡有雜辦差徭、照田承值、可無按甲輪當、挨年催辦之事。庶不至以一甲而支十甲之費、以十年而併一年之累、則糧〔長〕・見〔年〕實可以頓除。  
歇家包攬之弊、亦從此永杜矣。

とあつて、錢糧を納稅戸が各自輸納することによつて、催辦の役の廢止が可能であり、さらに、前述の歇家が催辦の役を包攬代充することによる弊害をも、これによつて永久に防ぐことができるとの理解がなされている。

これらの意見を通して言えることは、従来の催辦の役による錢糧徵收には、既に役困を伴う点で困難があり、包攬を始めとして、催辦の役に寄生する不正行為が横行していた状況から、その不正行為の寄生の対象とされる催辦の役を廃止し、錢糧を直接、納税戸に納入させれば、中間に介在する一切の侵蝕行為を防止できるとの観点に立て、自封投櫃が提倡され、これが“最良”的方法であるとされた点である。従って、この自封投櫃の法は、以上の提唱の意図からすれば、一応當を得ていたと言わねばならない。

しかしながら、これ以後、自封投櫃によって、包攬による侵蝕を断つことができたであろうか。次にそれが問題となるであろう。

### (三) 自封投櫃の実施と包攬の再生

李復興の改革によつて、錢糧催辦の役が廃止された松江府婁縣では、その後、錢糧徵收機構はどのようなものとして展開したであろうか。

『松郡婁縣均役成書』行集、婁縣孟變役詳文、には、その実態を以下のように記す。

婁邑自康熙六年起、均田均役。凡納戸完銀俱係自封投櫃。<sup>ナム</sup>……然有一種奸徒慣於包攬、猶以大等重數包來、以輕等短數投入。摠之、以火耗二字籍縣官之口、使弊有所不便發、法有所不能行。而田間小民多憚入城之勞、甘就籠罩之中。是婁縣現行之法、官與民交受其苦、而此一種包攬、奸徒深以為利也。

これに拠ると、康熙六年（一六六七年）以後、婁縣では、徵稅方法は既に納税戸の自封投櫃に拠ることが建前と

なっているにもかかわらず、なお「奸徒」が包攬を常套としており、秤の操作によって多額の納銀を包攬し、うち少額を櫃に投入して差額を中飽するというように、催辦の役の廃止後においてもなお、包攬とこれによる中飽とが行われていたことを示している。ここで注目すべきは、包攬の客体が、従来の年首等の催辦の徭役から「田間の小民」、すなわち、個々の直接の納税戸自身へと移行しているであろう。そして、自封投櫃の施行により、個々の納税戸にとって、錢糧を納入することが、「多く入城の勞を憚り、甘じて籠罩(さかなどりのかこ)の中に就く」という結果をあらためて生じさせていたのであり、それは新たに包攬を許す要因となつたのである。

このように、李復興の改革直後、その膝元とも言ふべき婁県においてさえ、自封投櫃の実行は容易に行われず、この状況は十八世紀に至つて、以下に見る如く展開していく。

『清史稿』雍正二年（一七二四年）二月戊午の条には、次のような上諭を載せている。

論直隸・各省總督・巡撫。凡百姓完納錢糧、當令該戶親身投納、不許里長・甲首巧立名目、希圖侵蝕。不肖生員・監生、本身田產無多、輒恃一衿、包攬同姓錢糧、自称儒戶・宦戶。每當地丁・漕米徵收之時、遲延拖欠、有悞國課。通都大邑固多、而山僻小縣尤甚。該督・撫著即嚴查曉諭、革除儒戶・宦戶名目。如再有抗頑生・監、即行重處、毋得姑貸。倘有瞻顧不即革除此弊者、或科道叅劾、或被旁人告發、治以重罪。

これは、雍正二年（一七二四年）、直隸と各省とを対象として、各總督・巡撫に包攬の禁止を命じた上諭である。すなわち、おしなべて「百姓」（納税戸）が錢糧を完納するには、各自に親身投納（＝自封投櫃）させ、里長・甲首が巧みに名目を立てて納税戸の錢糧を侵蝕しようとしたことを許すべくではない。しかるに、不肖の生員・監

生は、自分自身の田産は多くないにもかかわらず、「衿」であることを恃みとし、さらには儒戸・宦戸と勝手に称し、同姓の錢糧を包攬し、遅延・拖欠する。この行為は大県はもちろん、山僻の小県にまで普及している。その結果、国家財政に欠額を生じさせるので、包攬を禁止し、違反の生員・監生に対しては厳罰に処す。また、この弊害をすみやかに革除せざる地方官についても弾劾や告発によつて重罪に治す、と言ふ。

これに拠れば、雍正二年の段階には、中央の認識においても既に自封投櫃が納税方法の原則とされており、従来の里甲制下の徵稅方法としての役の存在を認めていないにもかかわらず、現実には錢糧は依然、「里長」・「甲首」の名目のものによつて徵収されていたことが多かつたことを示してゐる。また、生員・監生は、「儒戸」・「宦戸」を自称して同姓の錢糧を包攬し、かつ、侵蝕したのである。すなわち、一方では、自封投櫃が提唱されつゝも、他方では依然として錢糧の徵収においては、「里長」・「甲首」の名目が現実に利用された証左であり、自封投櫃が制度としての有効性を發揮していないことを物語るのである。かかる状況を背景として、包攬は「通都大邑固より多く、山僻の小県尤も甚し」というような展開を示してゐる。この上諭、すなわち中央行政権力の指令が、「直隸と各省との總督・巡撫」という、いわば全国の地方行政の最高責任者に降された包攬の禁止令であることから判断して、包攬の行為はこの時期においては各地に広く及んでいたものと思われる。もちろん、国家にとって包攬が著しく問題となる地域、それほど問題とならない地域といった地方差は存在する。<sup>(43)</sup>にもかかわらず、全国を一律に対象として同一の命令が降された事実によつて、この時期における包攬行為は、もはや特定の地域に限定された地方的な現象ではなくなつていていたことを窺い知ることができよう。

そこで次に、この十八世紀における自封投櫃の実情と包攬の展開との関係を各地に散見する具体的な事例によつて検討してみよう。

浙江の例として、雍正『硃批諭旨』第八函第一冊、所収の、浙江杭嘉湖道徐鼎の雍正五年（一七二七年）七月十四日の奏摺に、

至錢糧、包攬・飛灑、以致歷年拖欠、亦由戶名不清、村莊不順。所以里長雖行禁革、而變為圩頭・岡總・甲首種種名色。甚且有衿・監・吏胥暗占為缺者。蓋浙俗糧冊並無的姓的名。或子孫分析、承用詭名、至輾轉授受。

又聯合數姓、報作一戶、因而相推譖、並不知為何人。或投託豪戶名下代納、任其侵蝕、無從稽考。又或一戶之糧、數人應交而散居各處、別鄉之人置產此地而相隔遠。於是、滾單不能挨送、不得不用一熟識根柢之人、令其查造伝催。伊等既操其權、遂致從中舞弊。

とあり、この地方でも催辦の役としての里長は既に「禁革」——単なる廢止ではなく、既に廢止されているはずの里長の役がなお存続していることに対する禁と解すべきであろう——されてゐる<sup>(44)</sup>が、名称を変えて、「圩頭」・「岡總」・「甲首」と呼ばれる種々の里役が残存している。しかも、それらのポストは、「衿・監」と呼ばれる生員・監生、あるいは胥吏等によって私に占められていると言わわれている。また、浙江の風潮として、租稅台帳の記載が不正確で、土地の所有者を官側が確実に把握できないことから、自封投櫃の整備された形である滾單法による徵稅が事實上不可能であったことが窺われる。それゆえ、錢糧關係の事情に精通している者を用いて、これに查造伝催させざるをえない状況があり、その事に当つたと思われる生員・監生や胥吏は、その権限を握つて弊害を恣

にしたであらう。また、個々の納税戸による自封投櫃が行われえない以上、包攬による代納行為をもまたその徵稅機構の中に組み込まさるをえなかつた事實を、右の史料は示しているものと言えよう。

河南の例として、田文鏡の『撫豫宣化錄』<sup>(45)</sup>（雍正五年〔一七二七年〕序刊）卷三下、嚴禁包納錢糧以杜虧空事、には、

照得、輸納錢糧、原係小民自封投櫃、按戶徵比。故不許詭計田糧、不應差徭。亦不許大戶包攬小戶、代為完納。……今訪得、豫省各州縣徵收錢糧、竟有不令小民自封投櫃、縱容劣衿・銀匠・櫃書串通包攬、代為完納、空墳流水、出給串票。直至拆封之日、方行入櫃。甚至地方官別有急需、不拘本年・次年、向包攬之徒、預借錢糧、應用不入流水、不給串票、以致拆封者無據驗其徵多鮮少、盤查者無從究其已完作欠。相沿日久、漸致虧空。此等積弊豈可不急為革除。

とあり、ここでも錢糧の輸納には小民の自封投櫃が原則とされており、大戸が小戸の錢糧を包攬代納することを許してはいない。ところが、河南の各州県では、現実に錢糧を徵収するのに、小民に自封投櫃を行わせず、生員・銀匠・櫃書等が結託して包攬を行い、代つて完納することを許していたと言われる。また、甚しい場合には、地方官に急需の事があれば、その地方官は「包攬の徒」から錢糧を借りうけ、転用した錢糧はこれを記録に残さないため、摘発されることがないと言う。当地方では地方行政の末端機関によつて自封投櫃の原則が無視され、生員・銀匠・櫃書等による包攬代納行為が默認された形で展開していくことがわかる。そればかりか、地方官によつては、財政上の急需に際し、包攬者から錢糧を予借するなど、むしろ包攬者に依存している状態であり、従つて、包攬を嚴禁

することなど容易にならうものではなかつたのである。

湖南の例としては、雍正『大清会典』卷三一、戸部九、賦役一、徵収、凡抗糧处分、に所収の康熙三十五年（一六九六年）の覆准に、

湖南陋習、里甲之中、分別大戸・小戸。其大戸將小戸任意欺压、錢糧俱大戸收取、不容小戸自封投櫃。甚且驅使服役。……如有包攬抗糧、勒索加派等弊、該督・撫題參治罪。

とあり、河南の例と同じく、大戸は小戸が自封投櫃することを許さず、その錢糧は大戸が收取して包攬抗糧していることがわかる。

同じく湖南の例として、趙申喬の『趙恭毅公自治官書』（雍正二年〔一七一四年〕刊）卷一〇、牌檄、查永陽県仍設甲長檄、に、

為再行嚴查事。案照、湖南積弊害民種種不一。本都院蒞任以来、一切私派雜費等項陋弊俱經疊示嚴禁。復慮不肖官役利慾薰心。因里長奉革別立催頭・都總・百總・急公・飯東・押差・軟撻・硬駝各項名色、藉端私派、尅剝小民。又經刊示通發所屬飭禁、各出具遵依賈報、在案。各州縣自應恪遵、徵收錢糧、設立滾單、令民自封投櫃。昨拵該府詳、到永陽県民劉效武詞告、武劣劉某等包攬錢糧、私報甲首一案。人犯前來、本都院庭訊之下、查驗該縣差催株單、設立甲首名色、凡花戸錢糧俱責成甲首催納。如有未完、即差押甲首、包賠嚴加刑比、苦累小民、溺職已極。該府身任地方、竟不留心覈察、一任該縣肆意妄行、殊屬徇縱。合行嚴查、為此仰衡州府官吏、即將永陽県、因何不遵禁止、徵收錢糧不用滾單、設立甲長、奉何成例。速行嚴查、拵實詳報、以憑核參。

## 仍先提該県經管錢糧正身經承、批押解輶究訊、毋得遲違速速。

とある。既に里長の廢止が命令されているにもかかわらず、未陽県では、別に「催頭」・「都總」・「百總」等の各項の名色を立てて私派を行い、小民を剝削する慣行が残っていたため、これに対し禁令が出されていた。そして、錢糧を徵収するには渾單を設けて自封投櫃させることが原則とされていた。ところが、武職劉某らが錢糧を包攬し、甲首に私報していたという事件が起つた。調査の結果、未陽県では甲首の名目を設けて、納稅戸の錢糧はとともに甲首に責成して納入させ、もし錢糧に未完があれば甲首を捕えて包賠させ嚴刑を加えていたことが明らかとなつた。つまり、ここ未陽県でも、催辦の役の廢止の命令後において、依然として甲首の名目で徵稅が行われていたのであり、その慣習は自封投櫃の発令後もそのまま残つていた。これは自封投櫃による徵稅が個々の納稅戸に対し順当に機能しなかつたためであり、現実には、このような状況を利用して錢糧の包攬が活発に行われたのである。

以上の如く、包攬は、催辦の役が廢止され、自封投櫃が提倡されるとともに、その対象を、旧來の催辦の役から個々の納稅戸に移した。しかも、その個々の納稅戸の稅銀を包攬する場合、それは包攬者と個々の納稅戸との個別的關係において成立したばかりではなく、その包攬には、自封投櫃の不徹底さと並行して容易に廢止されずに存続していた里長等の職役および名目と、その錢糧催辦の形式——里長等の錢糧催辦の役は、県衙と納稅戸との間に仲縫ぎ的位置を占めて、いわば稅銀の「一括徵集を請負わざれる」形態において担当させられた——とが巧みに利用された。すなわち、包攬者は、県衙と納稅戸との間に立ち、里長等の職役・名目を世襲化し、事實上職業化することによつて、小民たちの錢糧を一括包攬し、利潤を抽出したのであつた。かくして、包攬は、「自封投櫃」制下に、

催辦役的な形態を引継いだ手広い包攬行為として、再生したのである。

#### (四) 自封投櫃制の矛盾と包攬の展開

では、なぜ、自封投櫃の実施を徹底させることは困難であったのだろうか。ここで自封投櫃の機構そのものの検討が必要となる。

これに関連して、自封投櫃を行うべき側の納税戸自身がこれをどのようなものとして受け止めていたかが問題となる。

雍正『硃批諭旨』第五函第六冊、所収の、署理蘇州巡撫印務張坦麟の雍正六年（一七二八年）七月三日の奏摺に、又如錢糧火耗、臣与前撫臣陳時夏商酌、不分紳・衿・民戸、一例徵收、俱以加一為率、并令納戸自封投櫃、通飭在案。臣訪聞、民間完糧不能皆有足色。所用俱係市戰、較之紋銀庫平、加之火工折耗合計、民間市戰色銀、完庫平一両、應火耗銀一錢七八分。更重以姦匠之刻估、蠹役之包收、仍踵旧習、而納戸不能自封投櫃、遂致有市戰二分以外者。此徵糧之暗玩所當亟為嚴禁者也。

とあり、一般民戸が実際に自封投櫃する場合、すべてを純銀で納めることは不可能であり、また、彼らは、平素、銀の重量を量るのに市場で通行している秤を使用しているため、純銀一両を納めようとすれば、それに火耗一錢七、八分をも納めねばならず、さらに、銀匠や衙役の説求を免れえない、と言う。<sup>(47)</sup>

また、黃六鴻は『福惠全書』卷六、錢穀部、催徵、遴収役、の中で、櫃を掌る櫃吏についての規範を次のように

述べている。

櫃吏止看明銀色紋足、不許執等代称。納戸自封袋口。櫃吏于銀袋上填明某団里某人完納某項某限銀若干、某年月日某字第幾号、収役某人。隨照式登記流水收簿、眼同納戸、穿連入櫃、隨填串票、付納戸取執。

右には、いわば櫃吏たる者のあるべき建前が述べられており、これに拠れば、現実には、櫃吏は「ただ銀色紋足を看明するに止」まるものではなく、「等を執つて代称」し、「納戸をして袋口を自封」させない者のあつたことが窺い知られる。これによつて、納税戸は實際よりも多額の銀を騙し取られたのであつた。

このように、銀匠や櫃吏の需索の存在は、第一に、納税戸をして自封投櫃をすることを畏れさせたのである。自封投櫃が容易に実施されえなかつた第二の理由として、次のことが挙げられる。

『清寒錄』雍正七年（一七二九年）二月癸未の上諭に、

論内閣。江南蘇〔州〕・松〔江〕等處錢糧、歷年積欠至一千六百余万両之多。……其在吏胥・土棍者、或舞弊作奸、暗行偷盜。或広為包攬、私入己囊。又或鄉居竄遠之民難於入城、託其代為納課。<sup>(48)</sup> とあり、また陳弘謀の『培遠堂偶存稿』文檄、卷四六、徵收錢糧條規檄、の一条に、

一、小戸錢糧為數零星、或離城竄遠、不能親納、常帰經胥・里差人等包納。

とあり、前掲の婁県での「田間の小民多く入城の勞を憚り、甘んじて籠罩の中に就く」という記事とも併せ、これらは皆、納税戸の住居が県城から遠く、自らが入城して自封投櫃することが困難であり、それゆえ、納税戸の錢糧は包攬に任されていたと言つていい。県城から遠い納税戸にとって県城に赴くこと 자체が勞苦だったのである。

その労苦の具体的な内容としては、乾隆の記事であるが、『清実錄』乾隆二十四年（一七五九年）閏六月丙申の上諭が引く尹繼善・陳宏謀<sup>(私)</sup>の奏摺に、

鄉民各省入城盤費、每將錢糧輕附包攬之人。

とあり、納稅戸は自封投櫃によつて県城に赴く旅費および県城での滞在費を多く必要としたため、これを省こうとして安易に錢糧を包攬者に付託したと言う。

このように、施行当初には“便民の法”と称讃されたはずの自封投櫃も、これらの納稅戸にとっては、とりわけ“便”となるものではなく、むしろ、包攬者の代納に委ねることによつて、以上に述べた如き自封投櫃への“畏れ”やその“勞”を免れたのである。

しかば、自封投櫃は全く実現困難なものであつたろうか。ここに、自己の錢糧を納入する「自封投櫃」をとりわけ“畏れ”や“勞”とはしない階層が一部に存在していたことが注目される。在城の紳・衿、大戸の場合、州県衙門に赴くことは容易であった。また、在地にあっても、生員等の読書人階層は、その書算能力を生かして胥吏や里役に対しうる知識や勢力を有していたと考えられる。黃六鴻『福惠全書』卷六、錢穀部、催徵、革官銀匠、に、

其勢宦・霸衿、即低潮自封、銀匠安能過問。

とあり、一般民戸に対しても誅求を行う銀匠も、郷紳や生員に対しては、その自封する低質の銀を咎め調べることができないと言う。このような状態であれば、銀匠も彼ら紳・衿、大戸を相手に敢えて誅求しないことはもちろん、その不正を追究することもできなかつたと思われる。彼らは、一般民戸と異なり、いわば自封投櫃を特権とし

て行使できる階層であったと言えるであろう。<sup>(49)</sup> また、同じく『福惠全書』卷九、編審部、総論、には、然紳・衿之豪以包攬成風、恬不為怪。貧窮親友及鄉間稍裕者、其田地攬歸戸下、毎年錢糧包為代納。百姓火耗有加三・加二・加一不等。其包納、火耗亦不為減。及紳・衿完糧、藉口自封投櫃、竟有銀色不足、銀數短少者。とあって、紳・衿はまさに「自封投櫃」を巧みに利用し、それを自己の包攬の行為中に組み込んで利益をあげる存在だったのである。かくして、新しい徵稅方法として提唱された自封投櫃は、包攬を排除しうるものではなく、むしろ、これを一層展開させる機能さえもつたのであった。

以上の如く、自封投櫃は一部の特權階級を除けば、個々の農民に個別に行わせること自体、当初から相当な無理があった。従つて、これにより從来の里役に対する包攬を防止せんとする意図があつたとしても、新たな納稅の包攬そのものを防止することはできなかつた。それゆえ、明末から清初にかけて里甲制に寄生して形成された包攬行為は、行政権力の度重なる禁令にもかかわらず、自封投櫃の実施の後も、錢糧催辦役的な名目ないしはその形式を私的に維持しつゝ、むしろ却つて納稅の包攬として再生し、以後、地方官衙も半ばこれを默認することによって財政收入を意図せざるをえない、事實上の徵稅機構として定着していくのである。

## 五 おわりに

以上、本稿では、包攬の行為が、十六、七世紀、明末清初の里甲制的徭役の殘存期からその後の消滅期にかけて、さらに一層の展開を示し、十八世紀における事實上の徵稅機構として機能したことを見ってきたが、そこで、当然次

に果さねばならない作業として、これらの包攬の行為が誰の手によって主導され、また、それが当該歴史段階におけるいかなる権力構造の下に実現可能なものであったかについての論述を行わねばならない。

ところで、以上に示したいく種類かの包攬を行う者のなかには、紳・衿と称する者が含まれており、彼らは清初における包攬の主要な担い手の一角を占めていたことが知られる。彼ら紳・衿はまた、地主制の「発展」の所産として明末以降に出現したものとしてとらえられている。小山正明氏は、これら紳・衿を、(a) 地方政治の実力者としての上級郷紳＝城居地主であり、商業・高利貸資本との癒着を強め、零細な分散的地片を集積する者。(b) 生員層を中心とする村落指導者としての下級郷紳＝郷居地主であり、佃作地の他、傭工による自家経営地を持つ者、の二類型に大別し、明末清初の土地所有形態の変化に対応する、新しい地主像をそこに見出している。<sup>(50)</sup> このように、紳・衿とは、明末清初以降、官僚経験ないしはある種の科挙合格を通して特權を享受した身分であるとともに、その階級的性格は、大勢としては大土地所有の地主層あるいはその一翼を成す者であったと想定することができる。

そこで、この紳と衿との包攬を区別して取り上げ、清初から十八世紀末に至るその展開と構造、またこれと紳・衿以外による包攬との関係について明らかにし、包攬をいわゆる「郷紳支配」の問題との関連において考察することが次の課題となるが、これについては、稿を改めて論じたい。(一九七五年十一月初稿、一九七六年十二月補訂)

(東京大学人文科学研究所博士課程)

註

(1) 「包攬」の語については、『六部成語註解』戸部に、  
攬、管也。一郷之中、或紳士・里正之輩専管包納民人  
錢糧之事。

とあって、納税の請負代行行為として説明されており、そ  
の意味で用いられるのが一般的な用法であったと思われる。

ただし、「包攬」の語は、この他、訴訟の代行（包攬詞訟）  
としての意味に用いられることがあるが、ここでは徵稅請  
負・代納の行為のそれに限定して考えることにする。なお、  
包攬の名称には、他に「包納」「包完」「攬納」等があり、  
また中間搾取をその行為中に含むことを意味するものとし  
て、「包欠」「包侵」等の語彙が文献上に見られる。これ  
らは「包攬」と同義語か、もしくはその変種と思われるの  
で、以下の論述においては、これらも包攬の中に含まれる  
ものとして一括して取扱う。

(2) 『大清律集解附例』卷七、倉庫、攬納錢糧。光緒『大

清会典事例』卷一七二「戸部」、「田賦、催科禁令、等参照。  
(3) 森田明「清代の『議図』制とその背景」『社会経済史  
学』四二巻二号、一九七六年。西村元照「清初の包攬—私  
徴体制の確立、解禁から請負徴税制へ—」『東洋史研究』  
三五巻三号、一九七六年。なお、小山正明「賦・役制度の  
変革」・重田徳「郷紳支配の成立と構造」（ともに『岩波講

座世界歴史』一一、中世六、岩波書店、一九七一年。重田  
論文は、のち、同『清代社会経済史研究』岩波書店、一九  
七年、所収）にも部分的に触れている。

(4) 西村、前掲論文、一三二～一四〇頁。なお、西村氏の  
言う「供丁子戸型」とは、郷紳が中小地主から佃戸層まで  
をも自己の供丁・子戸として、その傘下に入れ、彼らの錢  
糧を一括代理納入した形態のことであり、氏の表現を  
借りれば、それは「既成の地主佃戸関係を解体し、新たに  
封建再編成を目指す領域的支配を開始していたことを意味  
する」という。

(5) 「清代徵稅請負機構の成立と郷紳支配」（三田史学会大  
会報告、一九七五年十月十八日）。「清初における徵稅機構  
の再編について—『包攬』を分析対象として—」（史学会  
大会報告、一九七六年十一月七日、要旨は『史学雑誌』八  
五編一二号、一九七六年）。

(6) 西村氏の見解に対する筆者の疑問点ないし批判点につ  
いては、別稿で詳述する予定である。

(7) 北村敬直「明末・清初における地主について」『歴史  
学研究』一四〇号、一九四九年（のち、同『清代社会経済  
史研究』日本評論社、一九七二年、所収）。

(8) 濱島敦俊「明末浙江の嘉湖両府における均田均役法」  
『東洋文化研究所紀要』五二冊、一九七〇年。

(9) その傾向を例えれば松江府に見てみると、里長は隆慶三年（一五六九年）に「経催」という名称に改められ（康熙『松江府志』卷一三、徭役）、または「分催」とも称するようになつた。これとともにその職務は「経催ないし分催」「該年」「総甲」に三分割され、これらの三役は逐年充役するものとされた。このうち税糧の催辦を担当する「経催」は、一図を十甲に分け、十甲ごとに編審して輪充せしめ、その図の民戸の本色あるいは折色の銀・米を催辦することを専らの責任とし、独充（单独で充当）、または二、三戸の朋充（複数で充当）であった（以上、崇禎『松江府志』卷一一、役法）。

他方、糧長の任務の一部でもあった取糧（ないし銀）・運送関係の役は嘉靖末年頃（十六世紀中葉）から分化し始め、隆慶年間（一五六七年～一五七二年）には、「收免糧長」・「收銀總催」（以上、收糧（ないし收銀）関係）および「布解」・「北運ないし白糧」・「南運」（以上、運送関係）といふ職分に分れ、これらは五年に一次承役して「糧役」（崇禎『松江府志』卷一、役法）ないしは「大役」（葉夢珠『閔世編』卷六、徭役）と称された。

この他、松江府では、税糧の催辦業務に関して同じく隆慶年間に「総催」が設けられ、各図の「分催」を総領して一区の催辦の事を統べ、これには一区の「分催」の中から

「丁力尤も勝る」者一名が当てられたと言われる（崇禎『松江府志』卷一、役法）。これは糧長の職務内容の一部であった催辦業務の系譜を引くものであったが、里長について分割された役目とともに十年に一次承役する「小役」と称された（閔世編）卷六、徭役）。

なお、松江府以外の地域をも含めた里甲正役の分割に関しては、山根幸夫『明代徭役制度の展開』東京女子大学学會、一九六六年、一四五～一四六頁。栗林宣夫『里甲制の研究』文理書院、一九七一年、一八七～一八八頁。濱島敦俊『明末南直の蘇松常三府における均田均役法』『東洋學報』五七卷三・四号、一九七六年、八二～八五頁、等参照。

(10) 乾隆『婁縣志』卷七、民賦志下、徭役。なお、官收官免法に關しては、川勝守「初期清朝國家における江南統治政策の展開」『史淵』一一三号、一九七六年、参照。

(11) 康熙『松江府志』卷一三、徭役、には、総催は崇禎年間に至つて廢止されたとあり、清初には総催は消滅したようである。その結果、小役は催辦の役を中心とする従来の里長の職役を総称するものとなつた。また、注(9)参照。

(12) 佐伯富「清代の里書—地方行政の一齣—」『東洋學報』四六卷三号、一九六五年（のち、同『中國史研究』一、京都大學東洋史研究会叢刊之二十一、一九六九年、所収）。

(13) 周藤吉之『宋代經濟史研究』東京大学出版会、一九六

二年、第一二章「宋代州県の職役と胥吏の發展」。

(14) 明の宣徳年間(一四二六年～一四五年)の事情を述べた況鐘の『明況太守龍岡公治蘇政績全集』には、糧長による包攬行為を詳しく述べてある。

(15) 例えば、崇禎『松江府志』卷一一、役法一、所収の華亭縣知縣董紹昌の万曆三十八年(一六一〇年)、「布解議」に、

今議、于五通年中編定此役、以第一殷美巨富田余二千畝家、累巨万金者承之。必不容勢家營脱、必不使中戸濫充。編審既定、每年驗係大戸正身、決無包攬。

とあり、また、同書、卷一二、役法一、所収の董紹昌の「収銀議」には、

今之收銀、即昔之長收。昔年長收之鑑觸在管月買辦。……然查近年收銀者、不過一二百畝、或三四百畝之家。猶是中戸。豈勝媚費。往時相沿積弊、如傾銷・滴補・解放・虧折。書算・衙役種種需索。又有僱募櫃書、僱寓盤用。所以一千必費銀四五十両。豈是中人所堪。更有衙役攬納、逼減天平、而積猾櫃書尤慣包攬、磨洗官串、詭發附收、那東掩西、莫可究詰。既攬此而包彼、必移後以飾前、接踵朋奸、動侵千百。

とある。

(16) 「図差」とは、黃六鴻『福惠全書』卷六、錢穀部、催

微、革保歇図差、に、

至于現年上役取保、該房即出坐催。名曰図差。按図分撥。

とあり、糧房が、在地において図に応じて分撥した差役である。「区差」とは区に応じて分撥したものとされる。

「糧書」とは、同じく『福惠全書』卷七、錢穀部、拆貯、拆封、に、

庫吏管称、糧書管算。先驗各櫃原封鎖門未動、然後挨次啓拆。唱拆某里、即持某里收簿呈案。糧書按簿數号高唱若干号、即將櫃封就線逐封取起。

とあり、書算業務を掌る衙門の胥吏であると考えられる。

また、『福惠全書』卷六、錢穀部、催徵、遴取役、には、

収役者所謂櫃吏等也。計區里之多寡以設櫃。每櫃一人掌之。宜于各房科拔老成諳熟者若干名、四季輪充。

との説明があり、右の櫃吏は錢糧の収納業務を掌る衙門の胥吏の一種と思われるが、「糧書」もまた同様の胥吏であろう。

(17) 清初、松江府婁縣では「年首」・「厘首」といった役の名称が存在したようだが、乾隆『婁縣志』にはその名はない。ただし、『松郡婁縣均役成書』行集、均役牌記、に、一畠之田、或二三千畝、或数千畝、無論多寡、分為十

甲、僉点數人、以俱催辦。謂之甲首。是以數千畝之錢糧而責成於數人也。又於各甲之中、歲輪一人、以應徵比、兼任雜役。謂之年頭。是以合畠之完欠而責成於一人也。

あり、これに拋れば、一畠を十甲に分け、數人を抽籤充当して催辦に当らしめるものを「甲首」とい、各甲の中から毎年一人を交代に充当させ、徵比（徵收・比較）の役に応じ、雜役を兼任させるものを「年頭」と称するとあり、

これはいわば往時の里甲正役である「甲首」・「里長」の錢糧催辦業務を担当する役にそれぞれ相当するものと思われる。「年首」・「厘首」は、恐らくこの「年頭」・「甲首」のそれぞれの別称ではないかと考えられる。

(18) 「畠蠹」は「公正」のみならず「畠書」についても称されるとも考えられるが、『松郡婁県均役成書』文集、李侯原詳、には、

拋呈一六等保里催王臣・徐仁・張先・周吉等呈称。切念、均田均役久奉憲行。其如所定捆束皆由畠蠹把持、畠書掌握。田多者受賄免脫、田少者無賄雜罹。

(19) 「束首」と前述の「厘首」との関係は分明ではない。ただし、乾隆『上海縣志』卷五、徭役、に、康熙三年、上海獨行捆束之法。每畠分十束、為一捆。

此即十甲而異名也。僉点捆頭・束首、又當雜差。とあり、上海縣が捆束の法という村落区画制を設けた時、一畠を十束に分け、その首を束首と称し、雜差に当てたと言ふ。

(20) 『松郡婁県均役成書』行集、嚴飭分限示、康熙十年  
(一六七年)六月一日、に、  
百弊叢生、比卯之費數倍於正供。年首壳男鬻女、止墳衙門懲鑿。とある。

(21) 嘉靖年間の均平事例により海塩県では糧長の僉充法が改められ、毎年、里ごとに里長一人を糧長に充当し秋糧を徵收させることになった。また、里長は年に一度「見年（現年）」となり、半里的銀米を徵收して県に納め、また、年に一度、糧長となり、見年が担当する五甲を除いた五甲の銀米を集めて県に納め、さらに錢糧の運送に当った。また、嘉興県においても海塩県と同じように、里長から十一年に一度、糧長と現年とが僉充されていたという。濱島敦俊、前掲論文「明末浙江の嘉湖兩府における均田均役法」、一四三～一四五頁、参照。

(22) 「歇家」とは、縣城において催辦の役の者を宿泊させ、そこで身分保証に任じ、彼らの逃亡防止を監督した宿屋のことであり、「保歇」とも称した。歇家はその立場を利用

して不正を働くことが多かった。これについては西村、前掲論文、一一五、一一八頁、参照。

(23) 『松郡婁県均役成書』行集、請乘編審科疏、所収の柯聳の「更定充役之法疏」に、拠り一を補つた。

更有臣（柯聳）鄉秀水縣積棍包頭、名曰歎家。即係区書。一人買充數里、每年包納錢糧、額外私派、俱屬積歎掌握。（○嘉慶『嘉善縣志』に拠り一を補つた）

とあり、秀水縣においても歎家が区書を兼ねていた。

(24) 例え、華北山東の例として、乾隆『濟寧直隸州志』卷六、賦役、耗羨、所収の吳櫂（康熙四十六年〔一七〇七年〕の濟寧直隸州知州）の「催科論」に、

既定甲分、乃報里長。除紳・衿勢力之家不報外、其善良殷实之戶必不願充。而願充者大概是貧窮無賴之人、包攬代役耳。

とあり、また、華南福建の例として、朱滿（康熙四十四年〔一七〇五年〕の巡塙監察御史）『政略』按閩四維、一維士習、に、照得、本院恪遵諭旨、清查生員包當里長、兜攬錢糧、已經嚴檄提學道、取有各屬遵依、在案。今拏各縣申詳、如延平之沙県、建寧之甌寧、仍前不悛、肆行覬惡。とあって、このような例は各地に散見する。

(25) 『松郡婁県均役成書』文集、所収の、均編条議、均役

之法、參照。この改革は、明末万曆九年（一五八一年）、浙江省嘉興府海鹽県において知県蔡逢時によつて実施されたものに始まる一連の先行例、すなわち、均等田土額による里甲の編成、およびそれに基づく里甲正役の均等科派という内容をさらに一步進めたものであつた。なお、乾隆『江南通志』卷七六、食貨志、徭役、には、康熙元年江蘇巡撫都御史韓世琦飭行均田均役、嚴革經催。

(26) 『松郡婁県均役成書』文集、所収の、均編条議、徵輸之法。

(27) なお、自封投權の提唱は、この時が最初ではなく、既に、嘉靖十六年（一五三七年）、常州府知府應樞が、「併徵均則法」と称する徵稅法を実施した際に実行されていることが、栗林宣夫、前掲『里甲制の研究』、一七七頁、に指摘されている。また、明天啓元年（一六二一年）の海鹽県における撻維城の均田均役法の実施の際には、「自衡投櫃」という類似の措置が提倡されている。しかしながら、されど、當時は広く普及するに至らなかつたようである。

(28) 嘉慶『松江府志』卷二、田賦志、役法、に、  
〔康熙〕六年知府張羽明詳請飭行均田均役於華亭・上

海・青浦三県、悉照婁縣例編定。

とある。

(29) 乾隆『江南通志』卷七六、食貨志、徭役。

(30) 葉夢珠はまた、「閱世編」卷六、徭役に、  
今台憲罕臨郡縣、郵亭不過掃除、地方訟獄竟拋兩造聽  
断、則總甲之名可不立也。

と言い、さらに、

水利淤塞則各就本國業戶自開自浚、不得遠派遠差、則  
塘長之役亦不必設也。

と述べており、催辦の役以外の総甲や塘長の役もまた廢止  
することができとなつた、と言つてゐる。

(31) 乾隆『上海縣志』卷五、徭役。

(32) 乾隆『青浦縣志』卷一〇、役法。

(33) 錢糧催辦の役以外の役についても、華亭縣では総甲を  
廢止し、開濬の小工については近居の民に均派する傾向が  
見られ（乾隆『華亭縣志』卷六、田賦下、役法）、上海・青  
浦の両縣でも総甲・塘長の名目を廢止している（乾隆『上  
海縣志』卷五、徭役。乾隆『青浦縣志』卷一〇、役法）。

(34) 康熙『浙江通志』卷一四、徭役。

(35) 乾隆『海寧縣統志』卷二、食貨編、役法、および康  
熙『浙江通志』卷一四、徭役、には、康熙十年と記す。

(36) 康熙『錢塘縣志』卷六、徭役、には、

康熙十年總督劉「兆麟」為美行落甲催徵之法、革除糧  
長・見年之名、以清錢糧、以甦民累事。

とある。

(37) ただし、徭役としての催辦の役の廢止後も、徵稅事務  
に携わる職役が完全に消滅したわけではなく、地方によつ  
ては「里長」・「排年」の名称の下で催辦の役務を担当し  
たものが少なからず残存している。しかしながら、それら  
の役の大半は、なお錢糧徵收の名目を残しながら、もは  
や徭役としての性格を喪失し、事實上職業化するようにな  
つたものと考えられる。「自封投糧」の施行後におけるこ  
れらの「職役」ないしその名目と包攬との関係如何がまさ  
に問題であるが、それについては後に論ずる。

(38) 例えば、山東省單縣では、康熙二十五年（一六八六年）  
に知縣翟堯佐が「里長」を廢止して自封投糧をさせており、  
以後、山東各縣で同様の措置がとられていて（藤田敬一  
「清初山東における賦役制について」『東洋史研究』二四卷  
二号、一九六五年、参照）。また、湖南では、趙申喬『趙恭  
毅公自治官書』卷一〇、牌檄、查新田縣仍設里長派費檄、  
に、

嗣後里長名色永行革除、雜派陋規永行禁止。爾等各將  
自己分下心納錢糧、按季自封投糧輸納。  
とあり、また、江西では、雍正『硃批諭旨』第二函第二冊、

裴徳度の雍正二年（一七二四年）六月二十九日の奏摺に対する批に、

論江西巡撫裴徳度。地丁錢糧、百姓自行投納。此定例也。聞、江西省用里民催收、每里十甲輸遞值年、名之曰里長・催頭。小民承役、既不免奸吏之需索。而經年奔走、必致曠失農業。擾民無甚於此者。即應查明、通行裁革。

とあって、右の諸地方にそれぞれの実情に応じて残存して

いた催辦の役も、雍正年間までには廢止され、自封投糧が施行されることとなる。

(39) 康熙『大清会典』卷二十四、戸部八、賦役一、徵収、凡差委催促、の順治元年（一六四四年）題准。

(40) 康熙『大清会典』卷二十四、戸部八、賦役一、徵収、凡徵収錢糧、の順治十八年（一六六一年）覆准。雍正『大清会典』卷三一、戸部九、賦役一、徵収、の康熙三十九年（一七〇〇年）題准。同、雍正三年（一七二五年）議准。

(41) 乾隆『大清会典』卷二〇、戸部、田賦。

(42) 滾單は、その前身が順治六年（一六四九年）に発布された易知由單に見られるが、易知由單は康熙二十六年（一六八七年）に印行を取り止め、康熙三十年（一六九一年）にそれを配布する代りに石碑に刻むことが決められている。すなわち、滾單は、この易知由單をさらに改良したもの

のと言えよう。

(43) 国家にとって包攬の害が最も重要な問題となりうる地域は、国家財政が最もそれに依存している地域＝江南であることは言うまでもないであろう。しかし、このような國家財政の要請に基づく、包攬の害に対する認識の地域差の存在は、包攬そのものが全国的に展開していた事実を否定するものではない。

(44) 本稿一四五頁参照。

(45) 田文鏡は雍正二年（一七二四年）より十年（一七三二年）まで河南巡撫であり、『撫豫宣化錄』はその時の事蹟をまとめたものである。

(46) 趙申齋は武進の人。康熙九年（一六七〇年）の進士。

(47) 銀匠の需索に關しては、『福惠全書』卷六、錢穀部、催徵、革官銀匠、に、

官銀匠之設大端有二。一為花戶完糧、欲其傾銷紋足以杜封納低潮。……然而投認討保有費。糧房差役有費。以及貯房日食硝煤夥計有費。求其不侵寇傾銀納戶得乎。

(48) 陳弘謀は広西臨桂の人。雍正元年（一七二三年）の進士。

(49) 小山正明、前掲論文、三四四頁。

(50) 小山正明「中國社會の変容とその展開」『東洋史入門』西嶋定生編、有斐閣、一九六七年、五〇～五五頁。